

令和8年度『松本神戸線旅行商品助成金』の概要

信州まつもと空港利用促進協議会

事業内容	信州まつもと空港を発着する松本神戸線を利用した旅行商品の提供を促し、信州まつもと空港の利用促進を図るため、当該旅行商品を企画・販売する旅行業者の広告宣伝に要する費用の一部を、予算の範囲内で助成します。
対象要件	【対象者】 旅行業法第3条の登録を受けている旅行業者 【対象旅行商品】 対象旅行業者が企画・販売する、2026年7月1日～2026年10月24日の間に松本神戸線を利用した旅行商品であって、関西を起点とし、長野県内を周遊し長野県内に宿泊する旅行商品（運航航空会社と連絡・調整を進めていることが前提となります。） ※「松本神戸線の利用」は、往復利用だけでなく、往路のみ、復路のみの場合も対象とします。 【対象経費】 広告宣伝費用（パンフレット、チラシ、DM、Web 広告、新聞・雑誌等）
助成金額	（１）広告宣伝費用 商品造成をいただき、販売実績（往路搭乗人数＋復路搭乗人数）が20席以上の場合、1社につき、20万円を助成する。ただし、対象経費額が20万円を下回る場合は、当該経費を上限とする。
申請・請求方法	申請方法 当該旅行を企画・販売した旅行業者から、当協議会あて直接申請、実績報告をしてください。その後、申請書類を審査の上、助成金交付の決定、額の確定の通知をします。 【申請書類】（手続きの簡略化のため、押印が不要になりました。） ・旅行商品助成金交付申請書 ・旅行商品助成事業実績報告書 ・別に定められている添付書類 請求方法 助成額の確定通知が到着後、別に定める請求書を当協議会あて提出してください。
問い合わせ先	信州まつもと空港利用促進協議会事務局 （長野県企画振興部交通政策局松本空港課内） 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 TEL：026-235-7019 FAX：026-235-7396 E-mail：airport@pref.nagano.lg.jp